

宮城県地域リハビリテーション推進強化事業実施要綱
(障害児者支援推進強化事業)

(目的)

第1 この要綱は、みやぎ障害者プランの基本理念「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」の実現に向け、宮城県障害福祉計画に基づき、地域リハビリテーション推進強化事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるもの。

(事業内容及び実施機関)

第2 本事業の内容及び実施機関は次のとおりとする。

(1) 地域リハビリテーション事業実務者会議

リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）は、保健福祉事務所及び地域事務所（以下「保健福祉事務所」という。）と、本事業の推進上必要な情報共有を図る。

なお、各保健福祉事務所から出された県内の課題や各種事業の実施を通じて把握された全県的な課題等については障害福祉課へ報告する。

(2) リハビリテーション相談支援事業

イ 障害児者等相談支援

保健福祉事務所長及び地域事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）は、市町村（市町村から事業の委託を受けた団体を含む。以下同じ。）及び施設・事業所（以下「市町村等」という。）からの個別支援に関する相談の依頼に対し、リハビリテーション専門職等による生活機能全体の向上に向けた専門的な対応を行うことにより課題の解決を支援する。また、リハビリテーション支援センター長（以下「支援センター長」という。）は、保健福祉事務所長の求めに応じて支援を行うものとする。

ロ ALS等難病患者に対するコミュニケーション支援

ALS等難病患者のコミュニケーション支援は、平成30年5月30日付け障害福祉課長通知「ALS等難病患者へのコミュニケーション支援指針について」等に基づき行うものとし、保健福祉事務所長は、難病対策関連事業と連携しながら専門的・技術的支援等を行う。

支援センター長は、保健福祉事務所長の依頼に基づき、職員派遣又は外部専門機関を活用して支援を行うものとする。

ハ 福祉用具等支援

支援センターは、保健福祉事務所や市町村等が常備していない、障害児者等が必要な福祉用具等を整備し、対象者の円滑な導入に対する支援を行う。

(3) 障害児者支援機能強化事業

保健福祉事務所長は、市町村等が実施する保健・福祉に関する事業に対して、依頼に基づき、リハビリテーション専門職や専門機関の職員を派遣し、事業の質の向上を図る。また、市町村等担当者会議や各種事業を通じ、市町村等と地域課題の共有を行い、課題解決に向け

た取組を行う。

支援センター長は、県内のリハビリテーション関係機関・団体等との情報交換や全県的な課題解決のための調整や情報収集を行う。また、保健福祉事務所長の依頼に基づき、二次圏域の問題解決に向けた取組における事業企画や実施において関係機関との調整、職員の派遣等の支援を行うものとする。

(4) 障害児者支援人材育成事業

保健福祉事務所長及び支援センター長は、障害児者の支援を担う人材育成に関する取組を行うこととし、研修計画等については、別に定めるものとする。

(5) 障害児者支援普及啓発事業

保健福祉事務所長及び支援センター長は、障害児者の支援に係る普及啓発を行う。

(6) 調査・研究事業

支援センター長は、障害児者支援に係る調査・研究に取り組むことにより、現状や課題を明らかにし、障害福祉課長へ報告するとともに、その結果を資源の充実やサービスの質の向上を図るための取組の検討に活かす。

(7) 地域リハビリテーション事業担当職員研修

支援センター長は、地域リハビリテーション推進強化事業の推進強化に資することを目的に、地域リハビリテーション事業担当職員に対する研修を実施する。

(事業計画及び事業報告)

第3 保健福祉事務所長は、別紙様式1により事業実施年度の4月20日までに事業実施計画書を、また、別紙様式3により翌年度の4月20日までに事業実施報告書を支援センター長に提出するものとする。

2 支援センターは、別紙様式1により事業実施年度の4月20日までに事業計画書を、また、別紙様式2により翌年度の4月20日までに事業実施報告書を作成するものとする。

3 支援センター長は、事業実施年度の5月10日までに保健福祉事務所並びに支援センターの事業実施計画書を、また、翌年度の5月10日までに保健福祉事務所及び支援センターの事業実施報告をとりまとめて、障害福祉課長に提出するものとする。

(その他)

第4 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。